

先導的都市環境形成促進モデル事業計画（交通分野）

平成 25 年度 募集要領

■応募受付期間

平成 25 年 6 月 17 日（月）～平成 25 年 7 月 31 日（水）

■問い合わせ先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省都市局街路交通施設課 公共交通係長 江澤

連絡先 Tel. 03-5253-8111（内線 32-854）

Eメール：ezawa-k2p5@mlit.go.jp

平成 25 年 6 月

国土交通省 都市局 街路交通施設課

＜ 目 次 ＞

I. 先導的都市環境形成促進モデル事業の概要	
1. 目的	1
2. 補助の仕組み	2
2. 1 モデル事業計画の策定	2
2. 2 モデル事業計画の認定	3
2. 3 補助スキーム	4
2. 4 補助対象経費	4
2. 5 補助率と補助限度額	4
II. 応募申請・ヒアリング・交付申請等について	
1. 応募申請について	6
2. ヒアリングの実施について	8
3. 認定後の交付申請等について	8
4. その他	9
III. 事業の実施にあたっての留意点	
.....	10
【別添資料】	
IV. 先導的都市環境形成促進モデル事業実施フロー	
.....	別添 1
V. 先導的都市環境形成促進モデル事業計画認定申請書、様式	
.....	別添 2
VI. 先導的都市環境形成促進事業制度要綱	
.....	別添 3
VII. 先導的都市環境形成促進事業費補助金交付要綱	
.....	別添 4

I. 先導的都市環境形成促進モデル事業（交通分野）の概要

1. 目的

我が国のCO₂総排出量の約2分の1が主として都市活動に起因していることから、都市政策として環境対策に取り組むことが急務となっており、このため、集約型都市構造の実現に資する拠点的市街地等において、地区・街区レベルにおける先導的な環境負荷削減対策を強力に推進するため、エネルギーの面的利用の促進、民有地等を活用した緑化の推進、都市交通施策の拡充等に向けた、計画策定、コーディネート及び社会実験・実証実験等に対する支援措置（先導的都市環境形成促進事業）を平成20年度に創設し、全国各地で活用されてきたところです。

平成25年度より、まちづくりによる都市の自動車からのCO₂削減を図る「交通分野」については、市街地における公共交通の利用促進や自動車利用の抑制による自動車交通分担率の低減などを効果的・効率的に推進するため、先導的都市環境形成促進モデル事業として、先導的な交通施策の取組に対する支援制度を創設しました。

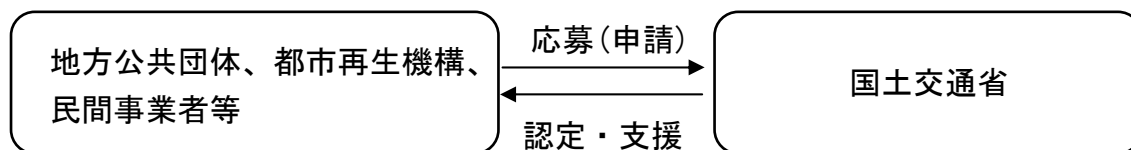
当制度は、自動車流入を抑制する街区づくり、環境負荷の低減に資する都市内の交通手段を導入する事業に要する経費を国が支援するもので、地方公共団体や民間事業者等の積極的な活用を期待します。

<先導的都市環境形成促進モデル事業の支援スキーム>

本事業は、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構（以下、都市再生機構）、民間事業者等が事業主体となり、先導的な都市環境対策としてモデル的に実施する、自動車流入を抑制する街区づくりや環境負荷低減に資する都市内の交通手段を導入する事業が対象となります。先導的都市環境形成促進モデル事業支援を受けるためには、地方公共団体、都市再生機構又は民間事業者等は、先導的都市環境形成促進モデル事業計画（以下、モデル事業計画）を策定し、国の募集に対して応募（申請）を行う必要があります。（ただし事業主体が都市再生機構、民間事業者等であり、国からの直接補助を受けて事業を実施する場合は、事業主体が計画を策定し、必要な項目について地方公共団体（市町村等）に同意を得た上で応募（申請）を行うものとする。）

国は、モデル事業計画に記載された事業実施による効果等を勘案して、応募された事業計画に対し大臣認定を行い、認定を受けた事業計画に位置づけられた交付対象事業に対して支援を行います。

モデル事業計画策定者



2. 補助の仕組み

2. 1 モデル事業計画の策定

地方公共団体、都市再生機構又は民間事業者等は、モデル事業計画を策定することが出来ます。(ただし事業主体が都市再生機構、民間事業者等であり、国からの直接補助を受けて事業を実施する場合は、事業主体が計画を策定し、必要な項目について地方公共団体（市町村等）に同意を得た上で応募（申請）を行うものとする。)

なお、モデル事業計画の策定者が都道府県の場合は、当該計画に係る市町村の意見を聴く必要があります。

<モデル事業計画の記載事項>

- ・モデル事業の対象区域
- ・モデル事業の事業主体
- ・モデル事業の概要
- ・モデル事業による低炭素まちづくり等の実現方針
- ・モデル事業の実施体制
- ・モデル事業の整備対象施設の位置図
- ・モデル事業による省CO₂効果
- ・モデル事業を実施する上で必要となる施設整備等の概要
- ・施設整備等にかかる事業の期間
- ・施設整備等を行う者
- ・施設整備等の概算事業費
- ・モデル事業の資金計画
- ・その他必要な事項

2. 2 モデル事業計画の認定

モデル事業支援を受けようとする者は、国土交通大臣にモデル事業計画を提出し、認定を受ける必要があります。

<提出方法>

- ・ 事業計画策定者は応募受付期間内に、策定したモデル事業計画を国土交通大臣に提出する必要があります。
- ・ 提出の手続きの流れは、別添 1 の先導的都市環境形成促進モデル事業実施フローを参照下さい。

<認定基準等>

・ 認定方法

モデル事業計画の認定は、応募受付期間中に提出のあった事業計画の中から、学識経験者の意見等を踏まえ、国土交通大臣が行います。

・ 認定基準等

モデル事業計画の認定にあたっては、以下の観点から審査を行います。（詳細は、別添 3 の要綱第 4 条第 4 項を参照ください。）

要件への適合（モデル事業計画の認定要件）

- ① モデル事業が低炭素まちづくり計画又は都市・地域総合交通戦略の区域内での実施
- ② 低炭素まちづくり計画又は都市・地域総合交通戦略の実現性の確認
- ③ モデル事業による省CO₂効果の確認
- ④ モデル事業の概算事業費の妥当性
- ⑤ モデル事業の実施体制の適切性
- ⑥ モデル事業の資金計画の妥当性

なお、上記③～⑥の要件に該当するか否かの判断に際しては、学識経験者の意見を聴くこととしています。

2. 3 補助スキーム

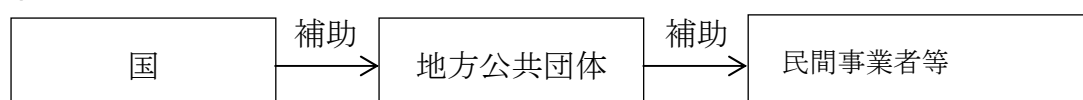
国は予算の範囲内で、国土交通大臣が認定したモデル事業計画に位置付けられる補助対象事業の実施に要する経費の一部を、事業主体に対し補助します。
(直接補助)

また、地方公共団体が民間事業者等に対して、補助対象事業の実施に要する経費を補助する場合は、国は予算の範囲内で、当該地方公共団体にその経費の一部を補助します。(間接補助)

<直接補助>



<間接補助>



2. 4 補助対象経費

補助金の交付の対象は、地方公共団体等事業主体が先導的な都市環境対策としてモデル的に実施するものであり、自動車流入を抑制する街区づくりを実施する事業又は環境負荷の低減に資する都市内の交通手段を導入する事業に関する経費とします。

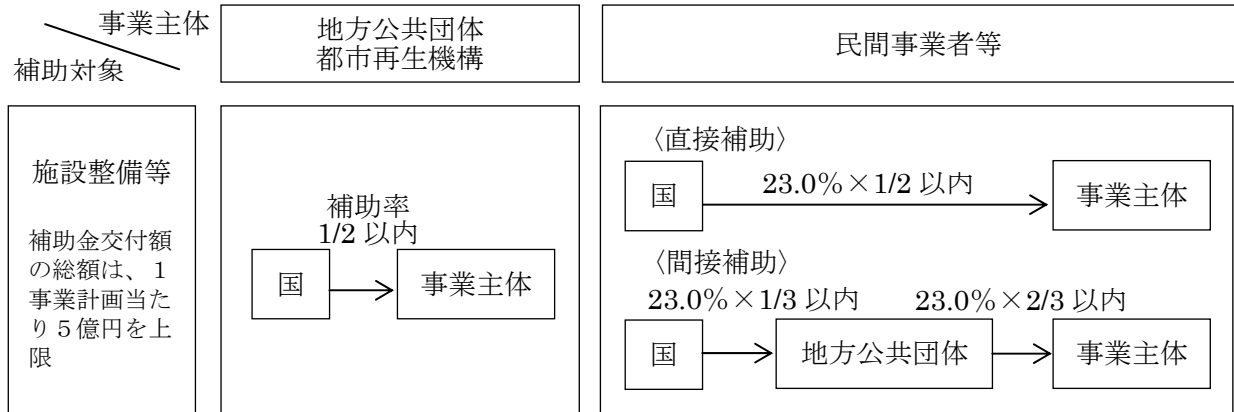
2. 5 補助率と補助限度額

地方公共団体又は都市再生機構が実施する事業についての補助金の額は、予算の範囲内において、補助金の交付の対象となる事業の実施に要する経費の2分の1以内とします。民間事業者等が実施する事業であって、地方公共団体からの補助を受けないものについては、事業の実施に要する経費の23.0%の2分の1以内とし、地方公共団体からの補助を受けるものにあつては、補助金の交付の対象となる事業の実施に要する経費の23.0%について、当該地方公共団体が民間事業者等へ補助する経費の2分の1以内で、かつ当該事業の実施に要する経費の3分の1以内とします。

なお、補助金の交付額の総額は、モデル事業計画あたり5億円を上限とします。

以上を図式化すると、以下ようになります。

なお、補助金の交付についての詳細は、別添4の先導的都市環境形成促進事業費補助金交付要綱（以下：補助金交付要綱）を参照ください。



Ⅱ. 応募(申請)・ヒアリング・交付申請等について

1. 応募(申請)について

以下のとおり、先導的都市環境形成促進モデル事業計画を募集いたします。

<提出書類>

- ① 先導的都市環境形成促進モデル事業計画認定申請書
- ② 先導的都市環境形成促進モデル事業計画
- ③ 同、添付資料（添付資料一覧：P.9 参照）

<平成 25 年度応募受付期間>

応募受付期間：平成 25 年 6 月 17 日（月）
～平成 25 年 7 月 31 日（水）17:00（必着）

<応募書類の提出先>

北海道開発局 事業振興部 都市住宅課 街路市街地係

〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目第1合同庁舎

T E L : 011-709-2311

F A X : 011-709-2800

※管内：北海道、札幌市

東北地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 街路係

〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15

T E L : 022-225-2171

F A X : 022-227-4459

※管内：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、仙台市

関東地方整備局 建政部 都市整備課 街路係

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館

T E L : 048-600-1907

F A X : 048-600-1922

※管内：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市

北陸地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 街路市街地係

〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1

T E L : 025-280-8755

F A X : 025-280-8746

※管内：新潟県、富山県、石川県、新潟市

中部地方整備局 建政部 都市整備課 企画調査第一係

〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1名古屋合同庁舎第2号館

T E L : 052-953-8573

F A X : 052-953-8605

※管内：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、静岡市、浜松市、名古屋市

近畿地方整備局 建政部 都市整備課 街路係

〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館

T E L : 06-6942-1082

F A X : 06-4790-6936

※管内：福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、
大阪市、堺市、神戸市

中国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 街路係

〒730-0013 広島市中区八丁堀2-15

T E L : 082-511-6178

F A X : 082-511-6199

※管内：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、広島市

四国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 街路市街地係

〒760-8554 高松市 サンポート3-33

T E L : 087-811-8315

F A X : 087-811-8414

※管内：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 企画調査係

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎

T E L : 092-471-6331

F A X : 092-471-6397

※管内：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、北九州市
福岡市、熊本市

沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課 都市整備係

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館

T E L : 098-866-1910

F A X : 098-861-9926

※管内：沖縄県

〈応募書類の提出方法〉

- ・提出先へ持参又は電子メールにて提出。持参の場合は2部、電子メールの場合は1部（電子メールの場合には提出先に着信を確認すること。）
- ・使用可能なソフトは以下のとおりとします。
「Just System 一太郎 2009」「Microsoft Word2007」「Microsoft Excel2007」
「Adobe Acrobat Reader10.0」以前の形式に限る。

〈制度に関する問い合わせ〉

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省都市局街路交通施設課 公共交通係長 江澤
連絡先 Tel. 03-5253-8111（内線 32-854）
Eメール：ezawa-k2p5@mlit.go.jp

2. ヒアリングの実施について

認定にあたっては、必要に応じて、応募事業の内容についてヒアリングを実施します。実施する際は、別途連絡させていただきます。

3. 認定後の交付申請等について

- ・先導的都市環境形成促進モデル事業計画の国土交通大臣認定は、認定後速やかに、認定モデル事業計画の策定主体に対し、書面により通知いたします。
- ・先導的都市環境形成促進モデル事業計画の国土交通大臣認定後、先導的都市環境形成促進事業の予算額及びモデル事業計画に位置付けられた補助対象事業の内容を踏まえ、予算額（補助事業の執行可能額）を各事業主体に通知いたします。
- ・上記予算額の通知後、速やかに補助金の交付申請書を提出して下さい。なお、交付申請書等の手続きなど詳細については、別添4の補助金交付要綱第5条を参照ください。

- ・手続きの流れは、別添 1 の先導的都市環境形成促進モデル事業実施フローを参照ください。地方公共団体が事業を実施する場合、都市再生機構が事業を実施する場合、民間事業者等が事業を実施する場合（直接補助の場合、間接補助の場合）毎に、フローを示しています。

4. その他

提出を求める添付資料は以下のとおりです。また、添付資料とは別に、系統図の詳細に関するシステム構成部材等を含む設計図書があれば、別途提出をお願いいたします。（提出方法は応募書類の提出方法に準じますが、容量が大きく困難な場合などは、制度に関する問い合わせ先に要相談。）

【添付資料一覧】

- ・ 「低炭素まちづくり計画」又は「都市・地域総合交通戦略」の区域を示す図面
- ・ 実施する上で必要となる施設等の詳細が確認出来る資料
- ・ 計画の特徴が確認出来る資料（全体計画図や先進性のある施設図、その他特長の確認出来る資料）
- ・ 自動車流入を抑制する街区づくりと環境負荷の低減に資する都市内の交通手段導入（以下モデル事業）による省 CO2 量の算出根拠
- ・ 省 CO2 効果以外に期待される効果（防災、まちづくり等の観点からの効果）の内容が分かる資料
- ・ モデル事業の概算事業費の算出根拠
- ・ 本事業とその他事業対象の区分が分かる設計図書、積算書
- ・ モデル事業の資金計画についての年次内訳書
- ・ 当該年度資金計画の積算根拠

[適宜提出]

- ・ 策定者が都道府県の場合の、事業区域の所在市町村の意見書（写し）
- ・ 策定者が都市再生機構、民間事業者等の場合の所在市町村の同意書（写し）

ただし、添付資料については各項目につき最大 A 3 用紙 1 枚程度とします。また、必要に応じて上記添付書類及びその他書類の追加提出を求める場合があります。

Ⅲ. 事業の実施にあたっての留意点

本補助金の活用にあたっては、下記の事項の他、補助金に係る予算の適正化に関する法律、施行令、制度要綱及び補助金交付要綱の規定を遵守して頂くこととなりますので、ご留意ください。

(補助金の交付申請)

- ・ 交付決定前に事業着手（工事請負契約の締結等）している事業は、補助対象外となります。
- ・ 交付決定を受けた年度の年度末までに事業完了する見込みのない事業は補助対象外となります。
- ・ 交付決定を受けた年度の翌年度に継続して補助事業を行う場合も、再度、応募、交付申請手続きを行う必要があります。本年度に、継続案件として申請された案件であっても、事業の内容に加え、事業の進捗状況、目標達成の可能性等について審査を受け、継続が不適切と判断された場合は不採択となる場合があります。

(事業の実施及び事業内容の変更)

- ・ 事業主体は、交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、補助金交付要綱（別添 4）に従って、事前に承認を得なければなりません。

(実績報告)

- ・ 事業主体は補助事業を完了後、実績報告書等を提出しなければなりません。

(補助金の支払い)

- ・ 補助金の支払いは、原則として、補助事業の完了した日から 30 日以内か、交付決定を受けた年度の翌年度の 4 月 10 日までのいずれか早い日までに、実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払いとなります。

(事業の実施後)

- ・ 事業主体は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類（契約書、支払領収書等を含む）を整理し、交付年度終了後 5 年間保存しなければなりません。

(財産処分の制限)

- 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定に基づく財産処分を行う時は、所定の申請書を所管地方整備局長等に提出し、その承認を受けるものとします。